

七 次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録
八 次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録
九 次条において準用する第三条の三十八第二項の規定による事故の状況及び事故に際して
採つた処置についての記録

十一
(略)

九百八十

第一百八十二条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十一、第三条の三十九まで、第二十八条、第三十条、第三十三条、第三十四条、第六十八条から第七十一条まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第七十九条、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条及び第八十六条の二の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第一百八十二条において準用する第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第八章第四節」と、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護」と、「六月」とあるのは「三月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービス」の提供回数等の活動状況」と、第六十八条中「第六十三条第十二項」とあるのは「百七十七条第十三項」と、第七十条及び第七十八条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第八十六条中「第六十三条第六項」とあるのは「百七十七条第七項各号」と読み替えるものとする。

第五条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次の表のようにより改正する。
（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

(趣旨) 改正 後
第一條 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型介護予防サービスの事業に係る法第二百十五条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第二百十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」）

(趣旨) 改正 前
第一條 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型介護予防サービスの事業に係る法第二百十五条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第二百十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」）

（二）（一）にあつては、
指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当
たる。）、（二）（一）にあつては、
指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当
たる。）、

たてて従うべき基準 第五十七条第六号（第六十一条において準用する場合に限る）、第五十八条、第五十九条、第一百四十五条第六項（第一百八十五条において準用する場合に限る）、第一百八十条、第一百八十二条、第二百六十七条（第二百八十条において準用する場合に限る）及び第二百七十九条の規定による基準

二
(略)

法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十九条の二第一項（第六十一条及び第二百八十条において準用する場合に限る）、第四十九条の三（第六十一条、第一百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る）、第五十三条の二の二（第六十一条、第一百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る）、第五十三条の三第三項（第六十一条において準用する場合に限る）、第五十三条の五（第六十一条、第一百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る）、第五十三条の十（第六十一条、第一百八十五条及び第二百八十五条において準用する場合に限る）、第五十三条の十の二（第六十一条、第一百八十五条及び第二百八十五条において準用する場合に限る）、第五十七条第三号及び第四号（第六十一条において準用する場合に限る）、第五十七条第三号及び第四号（第六十一条において準用する場合に限る）、第一百三十三条第一項（第一百八十五条において準用する場合に限る）、第一百三十六条（第一百八十五条において準用する場合に限る）、第一百三十九条の二 第二項（第一百八十五条において準用する場合に限る）並びに第二百七十三条第六項 第二百八十条において準用する場合に限る） 第二百七十三条第六項 第二百八十条において準用する場合に限る。」の規定による基準

四七

八 法第百十五條の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十七条、第四十八条、第五十七条第六号、第六十三条、第六十四条、第七十九条、第八十八条、第一百七十七条、第一百二十九条、第一百三十条、第一百四十五条第六項、第一百五十七条第二項及び第三項、第一百六十一条第七項、第一百八十七条、第二百八条第二項及び第三項、第二百三十一一条、第二百三十二条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百八十二条並びに第二百八十三条並びに附則第十九条及び附則第二十条の規定による基準

九 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第百十八条第一項、第一百三十二条第三項第一号及び第六項第一号口、第一百五十三条第六項第一号イ(3)、第一百八十八条第一項第一号(療養室に係る部分に限る)、第二号(病室に係る部分に限る)、第三号イ(病室に係る部分に限る)及び第四号(療養室に係る部分に限る)、第二百五十五条第一項(療養室に係る部分に限る)、第二項(病室に係る部分に限る)、第三項(病室に係る部分に限る)及び第四項(療養室に係る部分に限る)並びに附則第二条(第一百三十二条第六項第一号口に係る部分に限る)、附則第八条及び附則第十二条の規定による基準

四七

三 法第五十四条第一項第二号の規定により 同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十九条の二第一項（第六十一条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）第四十九条の三（第六十一条、第一百八十五条及び第二百八十八条において準用する場合に限る。）、第五十三条の二の二（第六十一条、第一百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第五十三条の三第三項（第六十一条において準用する場合に限る。）、第五十三条の五（第六十一条、第一百八十五条及び第二百八十八条において準用する場合に限る。）、第五十三条の十（第六十一条、第一百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第五十三条の十一の二（第六十一条、第一百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第五十三条の十一（第六十一条、第一百八十五条において準用する場合に限る。）、第一百三十六条（第一百八十五条において準用する場合に限る。）、第一百三十九条の二第二項（第一百八十五条において準用する場合に限る。）、第一百四十五条第七項（第一百八十五条において準用する場合に限る。）及び第二百七十三条第六項（第一百八十五条において準用する場合に限る。）の規定による基準

四一七 (略)
八 法第百十五条の第四項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県
が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十七条 第四十八条 第五十七条第四号、第
六十三条、第六十四条、第七十九条、第八十八条、第一百一十七条、第一百二十九条、第一百三十一条、
第一百四十五条第六項、第一百五十七条第三項及び第三項、第一百六十二条第七項、第一百八十七条、
第二百八条第二項及び第三項、第二百三十一一条、第二百三十二条、第二百五十五条、第二百
五十六条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百八十二条並びに第二百八十三条並びに
附則第十九条及び附則第二十条の規定による基準

九 法第百十五條の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第百十八条第一項、第一百三十二条第三項第一号及び第六項第一号口、第一百五十三条第六項第一号イ(3)、第一百八十八条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、第二号(病室に係る部分に限る。)、第三号(病室に係る部分に限る。)、第四号イ(病室に係る部分に限る。)及び第五号(療養室に係る部分に限る。)、第二百五十五条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る。)及び第五号(療養室に係る部分に限る。)並びに附則第二条(第一百三十二条第六項第一号口に係る部分に限る。)、附則第八条及び附則第十二条の規定による基準

十 法第一百五十五条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県
が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十九条の二第一項（第七十四条、第八十四条、
第九十三条、第二百二十三条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含
む。）、第四十九条の三（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百二十三条、第一百四十二
条（第二百五十九条において準用する場合を含む。）、第二百九十五条（第二百十条において準用
する場合を含む。）、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第二
百五十三条の二の二（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百二十三条、第一百四十二条（第
五百十九条において準用する場合を含む。）、第一百九十五条（第二百十条において準用する場合
を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条におい
て準用する場合を含む。）、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含
む。）、第五十三条の三第三項（第七十四条、第八十四条、第九十三条及び
第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第二百八十九条において準用する場合を含
む。）、第五十三条の五（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百二十三
条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第五十三条の十（第
七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百二十三条、第一百四十二条（第二百五十九条において
準用する場合を含む。）、第二百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百
四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含
む。）、第五十三条の十の二（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百二十三
条、第二百五十九条において準用する場合を含む。）、第二百九十五条（第二百十条において準用する
場合を含む。）、第二百四十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百
四十五条（第二百六十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二
条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第五十七条第三号及び第四号、第七十条、第七十七条
第一項から第三項まで、第二百二十一條第二項（第一百九十五条（第二百十条において準用する
場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二百三十三條第一項（第一百五十九条及び第二百
八十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二百
三十六条（第一百五十九条において準用する場合を含む。）、第二百三十九条の二第二項（第一百五
十九条、第二百四十五条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条
第七項、第二百六十一条第八項、第一百九十二条（第二百十条において準用する場合を含む。）、
第一百九十八条、第二百零六条第六項、第二百十二條第七項、第二百三十四條第一項から第三項ま
で、第二百三十五条第一項及び第二項（第二百六十二条において準用する場合を含む。）、第二
百三十九条（第二百六十二条において準用する場合を含む。）、第二百五十八条第一項から
第三項まで、第二百七十三条第六項、第二百七十八条第八号及び第九号並びに第二百九十一
条第七号及び第八号の規定による基準

十一・十二 (略)

(管理者)

**第五十三条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専ら
その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定介護予防訪問入浴介
護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事
し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。**

(掲示)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第五十四条 (略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 第五十七条第四号の規定による身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

四 第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第五十七条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第四十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五・七 (略)

(管理者)

第五十九条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第五十四条 (略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

二 第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

三 第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第五十七条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第四十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

(新設)

三・五 (略)

(管理者)

第五十九条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護

予防支援等基準第二条第一項に規定する担当職員及び同条第三項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第十項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の第三号において同じ。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二〇十四（略）

（管理者）

第一百三十六条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第一百三十六条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

3（略）

3 | 2 | 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（定員の遵守）

第一百三十九条（略）

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条第一項に規定する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護支援の提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

二〇十四（略）

（管理者）

第一百三十六条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。

2（略）

（身体的拘束等の禁止）

第一百三十六条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。

（新設）

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護支援の提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第一百四十条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護

事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第一百四十二条 (略)

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第百三十六条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第一百五十七条 (略)

2 (略)
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 | (略)
(管理者)

第一百八十八条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事するものとする。

第一百八十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行なう事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 (略)
(削る)

(新設)

(記録の整備)

第一百四十二条 (略)

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第百三十六条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第一百五十七条 (略)

2 (略)
(新設)

5 | (略)
(管理者)

第一百八十七条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事するものとする。

第一百八十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行なう事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法律(以下「平成十八年旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤

第百八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

二 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

三・四 (略)

3 前項第二号及び第三号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
(略)

では、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

四
（略）

二
（略）

二 療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。

第一百八十八條 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

二 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

定めるもののほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
(略)

第一百八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床）により構成される病棟をいう。以下同じ。において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第一百九十五条 (略)

（身体的拘束等の禁止）

（身体的拘束等の禁止）

（略）

3 | 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 | 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催することともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 | 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 | 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（定員の遵守）

第一百九十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 | （略）

二 | 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

三・四 | （略）

（記録の整備）

第一百九十四条 (略)

2 | 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 | （略）

二 | 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 | 第百九十二条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 | 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

五 | 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 | 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

（準用）

第一百九十五条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで第五十三条の九第二項を除く。）、第二百二十条の二、第二百二十条の四、第二百二十二条、第二百三十三条、第二百三十四条第

(身体的拘束等の禁止)

第一百九十五条 (新設)

（身体的拘束等の禁止）

（新設）

（略）

（定員の遵守）

第一百九十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 | （略）

二 | 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

三・四 | （略）

（記録の整備）

第一百九十四条 (略)

2 | 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 | （略）

二 | 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 | 第百九十二条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 | 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

五 | 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 | 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

（準用）

第一百九十五条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで第五十三条の九第二項を除く。）、第二百二十条の二、第二百二十条の四、第二百二十二条、第二百三十三条、第二百三十四条第

二項、第一百四十条及び第一百四十条の二の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条の二の二第二項、第五十三条の四第一項並びに第五十三条の十の二五十三条の十の二第一項及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは、「第百九十二条」と、第二条と、第二十条の二第三項及び第四項並びに第二百二十一号第二項第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは、「介護予防短期入所療養介護従業者」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは、「第百九十二条」と、第二百二十五条中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」とあるのは、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは、「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第二百五条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

2 | 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

イ ユニット

（1）病室

(i) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療

養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとすること。

二項及び第一百四十条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条の二の二第二項、第五十三条の四第一項並びに第五十三条の十の二五十三条の十の二第一項及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは、「第百九十二条」と、第二百二十五条中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」とあるのは、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは、「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第二百五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。

三 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。

四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

（新設）

(iv) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とする」と。(i) たゞ、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
(ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 洗面設備
病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) (i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設ける
身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする」と。

廊下幅一・八メートレ以上とする二。中廊下の幅は、二・七メートレ以上とする二。

۷۰

内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備える機能訓練室

میرا جوہری

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

前号口から二までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所養成介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所

療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

第二号1(2)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十一
条第三号に規定する食堂とみなす。

前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入居介護ト登録を受けた、専らこの目的で利用される病院、ノースリムアーティスティック介護センター等。

療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する

療養丙未を有する診療所であるユーツツ型旨定介護予防豆期入所療養介護事業所は、ユ

一ツ及び浴室を有しなければならない。

療養病床を有する診療所であるエニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のエニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

イニット(Initiation) ユニット(Unit)

(i) []
一の病室の定員は、一人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、一人とすることが可能。

(新設)

| | | |
|----|---|---|
| 4 | 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに 限る。）を有することとする。 | (i) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一 体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとすること。 |
| | | (ii) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。 |
| 5 | ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所療養 介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の 事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二に 規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一 体的に | (iii) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 |
| | | (iv) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交 流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 |
| 6 | ハ 機能訓練室 | (i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交 流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 |
| | | (ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの 利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 |
| 7 | 廊下幅 | (iii) 必要な設備及び備品を備えること。 |
| | | (iv) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適當数設けること。 |
| 8 | 洗面設備 | (i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適當数設けること。 |
| | | (ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに 適したものとすること。 |
| 9 | 便所 | (i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適當数設けること。 |
| | | (ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに 適したものとすること。 |
| 10 | 浴室 | (i) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 |
| | | (ii) 前号口から二までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事 業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所 療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 |
| 11 | 機能訓練室 | (i) 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則第二十二条の四において準用する同令第二十 一条第三号に規定する食堂とみなす。 |
| | | (ii) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短 期入所療養介護事業所は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとす る。 |

(新設)

2 | ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業
者（指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所療養
介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の
事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二に
規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一
体的に

運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすこととするものとみなすことができる。

(勤務体制の確保等)

第二百八条 (略)

2 | 4 (略)

5 | ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 | (略)
(定員の遵守)

第二百九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

1 | (略)
(削る)

第二百三十二条 (略)

9 | 2 (略)

次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

1 | 第二百四十五条において準用する第二百四十四条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るために取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
ハ 介護機器の定期的な点検

二 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」と

ホ 介護予防特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るために、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(勤務体制の確保等)

第二百八条 (略)

2 | 4 (略)
(新設)

5 | (略)
(定員の遵守)

第二百九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

1 | (略)

第二百三十二条 (略)

2 | 8 (略)

所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

3 | (略)
(従業者の員数)

第二百三十三条 (略)

2 | 8 (略)

(新設)

(管理者)

第二百三十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(口腔衛生の管理)

第二百三十八条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(協力医療機関等)

第二百四十二条 (略)

2 | 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(協力医療機関等)

第二百四十二条 (略)

3 | 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常に確保していること。

二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

三 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、診療を行う体制を、常に確保していること。

4 | 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。

5 | 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四条）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

6 | 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

7 | 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

(管理者)

第二百三十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(新設)

(協力医療機関等)

第二百四十二条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

7 | (略)

(記録の整備)

第二百四十四条 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 第二百三十七条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第二百三十九条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第二百四十二条第三項の規定による結果等の記録

五 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

六 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

(準用)

第二百四十五条 第四十九条の五、第四十九条の六、第五十条の二から第五十二条まで、第五十一条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の八まで、第五十三条の十から第五十三条の十二まで、第一百二十条の四、第一百三十九条の二及び第一百四十条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十一条、第五十三条の九第二項を除く)、

二の二第二項、第五十三条の四第一項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第二百四十条」と、第一百三十九条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第二百五十六条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護

予防特定施設ごとに専らその職務に從事する管理を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に從事し、又は他の事業所、施設等の職務に從事することができるものとする。

(記録の整備)

第二百六十二条 (略)

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 第二百六十三条第二項の規定による受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

三 前条第八項の規定による結果等の記録

四 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

(記録の整備)

第二百四十五条 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 第二百三十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第二百三十九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第二百四十二条第三項に規定する結果等の記録

五 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

六 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

(準用)

第二百五十六条 第四十九条の五、第四十九条の六、第五十条の二から第五十二条まで、第五十一条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の十一まで(第五十三条の九第二項を除く)、

第一百二十条の四及び第一百三十九条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十一条、第五十三条の二の二第二項、第五十三条の十の二第一号及び第三号並びに第五十三条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第五十三条」とあるのは「第二百四十条」と、第一百三十九条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第二百五十六条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護

予防特定施設ごとに専らその職務に從事する管理を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に從事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に從事することができるものとする。

(記録の整備)

第二百六十二条 (略)

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 第二百六十三条第二項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

三 前条第八項に規定する結果等の記録

四 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

(記録の整備)

第二百七十五条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

2 第二百七十八条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 第二百七十三条第四項の規定による結果等の記録

四 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

七 (略)

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百七十八条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百六十五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 (略)

四 法第八条の二第十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定

介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

五 (略)

八 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十 (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第二百七十八条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

(記録の整備)

第二百七十五条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

2 第二百七十三条第四項に規定する結果等の記録

三 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

六 (略)

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百七十八条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百六十五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 (略)

四 (新設) (略)

四 (新設) (略)

(新設)

七 (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第二百七十八条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六ヶ月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6～8 (略)

(管理者)

第二百八十三条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第二百八十八条 (略)

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

1 第二百八十五条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

2 第二百九十二条の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

3 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

4 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

5 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

六 (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的な取扱方針)

第二百九十二条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・一 (略)

三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

四・五 (略)

六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

6～8 (略)

(管理者)

第二百八十三条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第二百八十八条 (略)

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

1 第二百八十五条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

2 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

3 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

4 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

五 (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的な取扱方針)

第二百九十二条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・一 (略)

三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

四・五 (略)

六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(新設)

(略)

